

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

受取配当金の取扱い

Q: 当社は、先日、株式の配当金を受け取りました。配当金については、会計上と税務上で取扱いが違うそうですが、その取扱いを教えてください。

A: 受取配当等については、会計上では収益に計上しますが、税務上では、益金に算入しないことになっています。

【解説】

受取配当については、法人税法上は、二重課税を排除する目的から益金不算入の制度を設けています。

法人税で受取配当という場合、株主総会決議で行われる利益の配当だけでなく、中間配当ももちろん含みますし、証券投資信託の収益の分配や、減資や合併、利益積立金の資本組入れなどにおけるみなし配当といわれる金額までその範囲に含まれます。

なお、特定株式等に係る受取配当については100%益金不算入となりますが、それ以外の株式等については80%しか益金不算入の取扱いを受けられません。

また、株式等に対応する負債の利子については、益金不算入の対象金額から除かれたり、所有期間が短いものについての受取配当が、益金不算入の対象から除かれたりと、その取扱いは非常に細かくなっていますので、適用を受ける場合には十分チェックしてください。

